

○ 水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第２ 事業の内容 １～２ （略） ３ 特別型 （１） （略） （２） 渇水・高温対策 渇水・高温対策は、<u>渇水・高温対策計画に基づき、農業水利施設（１及び２の対象となるものを除く。）の渇水・高温対策体制の整備を図る事業とする。</u> （３） （略） ４～６ （略）	第２ 事業の内容 １～２ （略） ３ 特別型 （１） （略） （２） 渇水・高温対策 渇水・高温対策は、農業水利施設（１及び２の対象となるものを除く。）<u>において、渇水・高温対策計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。</u> （３） （略） ４～６ （略）

附 則

- この通知は、令和 7 年 8 月 6 日から施行し、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。
- この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している特別型（渇水・高温対策）については、なお従前の例による。